

2023年11月吉日

UNIRITA ユーザ会会員企業 御中

UNIRITA ユーザ会事務局
〒108-6029 東京都港区港南 2-15-1
品川インターシティ A 棟 29 階
株式会社ユニリタ内
TEL : 03-5463-6412

UNIRITA ユーザ会のインボイス制度への対応につきまして

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年10月より施行されましたインボイス制度への対応につきましてご連絡いたします。

【適格請求書の発行可否について】

UNIRITA ユーザ会は主にユーザ会会員企業の皆様からの会費収入と株式会社ユニリタからの補助金で運営される非営利目的の任意団体であり、消費税の課税事業者ではございません。そのため、適格請求書発行事業者には登録しておりません。

したがいまして、UNIRITA ユーザ会から発行される請求書につきましては、インボイス制度における適格請求書には該当いたしません。

【請求内容別の消費税に関する事項】

ユーザ会の会費(年会費 30,000 円)につきましては、前述の通り当会の運営経費に充てられており、いわゆる対価性のない取引と考えられることから、不課税取引であるものと認識しています。

また、ユーザ会主催のイベント参加費(ユーザシンポジウム、合宿参加費、マネジメント研究会参加費等)につきましては、各イベントの運営経費に充当させていただいており、こちらもいわゆる対価性のない取引と考えられることから、不課税取引であるものと認識しています。

【お客様における消費税課税上の留意事項】

UNIRITA ユーザ会の年会費やイベント参加費の扱いについて、お客様が消費税の課税取引と認識され、仕入課税控除の対象とされていた場合、インボイス制度適用後の請求については仕入課税控除の対象外となるものと考えられます。

なお、本資料の記載事項は UNIRITA ユーザ会における見解を示したものであり、お客様の会計処理における UNIRITA ユーザ会関連経費の消費税の取扱いにつきましては、お客様の経理部門または、顧問税理士等へご確認のうえ、適切な処理をお願いいたします。

敬具